

令和8年度第3回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（書面協議）
（兼鶴岡市地域公共交通会議）の結果について

1 書面決議協議案件

○協議議案1 鶴岡市自家用有償旅客運送の更新登録申請について

- ・市営バス2路線（上川代・小増川線、今野線）
- ・スクールバス混乗1路線（中学校・櫛代線）

2 議決結果 承認

3 議決日 令和8年8月26日（水）

【参考】

委員数21名のうち返信（出席）数 21名 ※承認21名、反対0名

鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約抜粋

（会議）

第8条協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。